

平成 18 年 7 月 7 日

国土交通大臣

北 側 一 雄 殿

## 第 8 回基本制度部会の「建築士制度の見直しの方向性について（素案）」 に対する意見書

社団法人 空気調和・衛生工学会  
会 長 鎌 田 元 康

社団法人 建築設備技術者協会  
会 長 牧 村 功

社団法人 電気設備学会  
会 長 星 野 聰 史

社団法人 日本空調衛生工事業協会  
会 長 山 本 廣

社団法人 日本設備設計事務所協会  
会 長 福 西 輝 男

社団法人 日本電設工業協会  
会 長 平 井 貞 雄

平成 18 年 6 月 26 日に開催された社会資本制度審議会建築分科会第 8 回基本制度部会にて提案された「建築士制度の見直しの方向性について（素案）」は、昨年発生した耐震強度偽装事件の類似事件の再発防止と、発注者（消費者）の保護を図るという建築士法の抜本的な改正の要請に十分応えておりません。

よって、建築設備六団体協議会として、ここに緊急の意見書を提示させていただきます。

### 1 専門分野別の建築士制度の導入について

- 1) 新一級建築士の資格付与条件を厳格に行うことについては、基本的には賛同する。
- 2) 新一級建築士と専門資格者との関係について
  - ① 建築物の設計は、意匠・構造・設備のメンバーが、設計の初期から竣工時まで、信頼関係の下で連携しながら各々が能力を発揮し業務を全うして初めて、良質な社会資本となる建築物ができあがる。それを実現できる建築士法でなくてはならない。
  - ② 専門資格者は、構造・設備に関して高度な専門知識と技能を有しているため、特定の建築物については、「専門資格者に構造・設備の設計業務を指示しなければならない」とすべきである。
  - ③ 設備の専門資格者が行うべき業務は、「設備の負荷計算や設備設計図の作成」に限られるものではなく、当該建築物についていかなる設備システムを選択するかを含めた、「建築設備の設計業務」全般とすべきである。  
よって、新一級建築士が専門資格者に指示する業務内容は、「建設省告示第 1206 号」を基に新たに規定すべきである。
  - ④ 専門資格者が行うべき特定の建築物の範囲については、構造設計と設備設計では建築物の規模や用途等に自ずから差があるべきである。
  - ⑤ 設備については、以下のような特定の建築物については、設備専門資格者が設計を行うこととすべきである。

- ◎ 建築士法第 20 条第 4 項で定義する大規模の建築物
  - ◎ 省エネルギー計画書の届出が必要な建築物
  - ◎ 特定行政庁が指定する定期報告を必要とする特殊建築物
- ⑥ 既建築設備士の新資格（設備専門資格者）への移行については、設計・監理業務を行っている既建築設備士で、講習を受講し、修了考査の実施等により、所要の能力を有することを確認した上で新たな免許を付与すべきである。

## 2 建築士の資質、能力の維持向上について

- 1) 建築士の資質、能力の維持向上（素案）に賛同する。  
ただし、①設備専門資格者の受験資格は、既建築設備士の受験資格を準用する。②設備専門資格者には設備 CPD および講習を義務付ける。③専門資格者の登録名簿の運用を建築士と同等レベルに定め、消費者に開示する。
- 2) 免許証は、業務実績時に提示させると同時に、CPDの個人認識カードとしても利用する。

## 3 建築士事務所の業務の適正化について

- 1) 管理建築士の要件を規定する（素案）に賛同する。
- 2) 管理建築士に相当する構造・設備の管理専門資格者（管理構造士、管理設備士）も管理建築士に関する基準と同等レベルに定め運用する。
- 3) 建築事務所に設計一括で発注する場合には、契約書に、管理構造士、管理設備士も記述することを条件とする。
- 4) 専門資格者事務所（構造・設備）の開設については、管理構造士・管理設備士を置くことを条件とする。

## 4 工事監理業務の適正化について

- 1) 工事監理業務の適正化の（素案）に賛同する。  
ただし、管理構造士、管理設備士も業務に加わることを条件とする。

## 5 業務報酬基準の見直しについて

- 1) 「建設省告示第 1206 号」の運用実態での問題点を明らかにし、見直しをすることに賛同する。
- 2) 「建設省告示第 1206 号」のうち、意匠、構造、設備の業務内容の見直し(省エネルギー計画書の作成業務等を追加)、と同時にその業務量（人・日数）を示すべきである。

## 6 団体による自立的な監督体制の強化について

- 1) 専門資格者の登録については、現存する専門資格者団体を尊重すべきである。
- 2) (社) 建築設備技術者協会を設備専門資格者の登録団体に指定し、資格者継続講習を行わせる。
- 3) 専門資格者事務所（設備）の登録に当たっては、(社) 日本設備設計事務所協会に委ねることとする。

以上